

懲戒処分の公表

令和7年5月1日

新城市長 下 江 洋 行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「新城市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき公表します。

事 案 の 概 要	自動車運転免許の更新期限が令和6年9月16日までであったが、更新手続きを失念し、令和6年9月17日から令和7年2月24日までの間、計12回公用車を無免許運転した。また、通勤においても自家用車を無免許運転した。 職員は、既に令和7年2月25日に免許の再取得を受けていたが、令和7年4月1日に実施した所属長による免許証確認で、裏面の備考に「初心者標識免除」の記載があったことから発覚したものである。
所 属	上下水道部
職 名	主事
年 齢	20歳代
性 別	男
処分の種類及び程度	道路交通法違反（無免許運転）【 停職1月 】
処 分 年 月 日	令和7年4月30日
処 分 理 由	地方公務員法第32条「法令等に従う義務」に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号「この法律に違反した場合」に該当するため、本市の処分基準に照らし「停職1月」としたものである。
そ の 他	本事案の管理監督責任として、違反当時の所管部長及び課長を「訓告（指導上の措置）」とした。